

5月10日付けで、各市町村、消防本部・消防組合あてに通知

消防災第157号
平成23年5月6日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官
(公印省略)

地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）

地域防災計画等に基づく防災体制の整備については、かねてから御尽力いただいているところですが、東日本大震災において甚大な被害が生じたことにかんがみ、中央防災会議において、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置されたところであり、今秋を目途に取りまとめが行われ、その後、防災基本計画の修正が行われる見込みです。

これを踏まえ、必要に応じ、改めて地域防災計画の見直し等を行っていただくこととなりますが、今回の災害の主な特徴として、津波による被害が甚大であること、被災地域が広大であること、中・長期的な災害対応が必要とされていること等が挙げられます。これらの点を踏まえ、現時点において、御留意いただきたい事項等を下記のとおり取りまとめましたので、防災体制の緊急点検を実施していただきますようお願いいたします。あわせて、これらの事項等に限らず、地域の実情に応じて、必要な緊急点検を実施していただきますようお願いいたします。

なお、東日本大震災の余震やそれに伴う津波への対応についても、あわせて御留意いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び関係機関にもこの旨周知の上、その徹底を図られるようよろしく申し上げます。

本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

I 被害想定等について

1 大津波等による被害の想定について

東日本大震災を踏まえ、地震のみならず、特に大津波について、現在の想定を超えるものが発生するおそれがあることも、必要に応じ考慮されていること。

また、これにあわせて、沿岸部の地形や都市化等の状況など地域の特性も考慮した、避難場所、避難路等についても検討が行われていること。

2 市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応について

今回の災害では、災害対応を行う市町村の機能の喪失又は著しい低下等が生じたことにかんがみ、災害対策本部機能の維持・確保、都道府県等からの迅速な支援のあり方などについて、検討、整備が行われていること。

II 避難対策等について

1 津波に関する避難指示等の住民への伝達体制等について

津波に関する避難指示等の発令に係る具体的な基準を未だ定めていない市町村にあっては、速やかな作成の検討、策定がなされるとともに、基準を定めている市町村にあってはその内容の再点検が行われていること。また、避難指示等の住民への伝達が迅速かつ確実に実行される体制となっていること。

さらに、情報伝達時、避難時等において災害時要援護者に配慮された体制が確保されていること。

2 津波に関する避難指示等の住民への伝達手段について

今回の災害では、避難指示等の住民への伝達手段として、防災行政無線の重要性が再認識されたところであり、未整備の団体にあっては早急な整備に努められていること。また、災害に強く、かつ住民に確実に伝達されるように整備がされていること。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線のみならず、コミュニティFM、エリアメール、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保が検討されていること。

III 災害応急対策等について

1 初期の情報収集手段について

津波による電話回線の途絶などの場合における、多様な手段による速やかな被害情報収集手段が検討されていること。

2 防災事務に従事する者の安全確保について

避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者等の防災事務に従事する者の安全確保についても配慮されていること。

3 住民の安否情報の確認について

住民、特に居住地の市町村以外へ避難した住民の安否について、迅速な確認や情報提供等を行うための方策が検討されていること。

4 中・長期にわたる災害対応について

災害対応が中・長期間にわたることも、必要に応じ考慮されていること。とりわけ、避難所での集団生活や避難生活の長期化により、持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染などが懸念されるが、これらへの対策が検討されていること。また、中・長期間にわたる停電においても防災施設等の機能が維持できるよう非常用電源設備の整備が行われていること。

IV 災害予防等について

1 物資等の備蓄・輸送等について

今回の災害では、燃料が不足し、災害対応に支障を来したことから、災害時における燃料供給、物資等の輸送等について民間企業等と協定を締結するなど、備蓄しておくべき物資の品目、数量等が検討され、確保されていること。

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結の推進がなされていること。

また、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについても、受援計画等について検討、整備が行われていること。

3 住民の防災意識向上のための普及啓発について

津波は第1波よりも第2波以降の方が大きくなる可能性があることなど、正確な知識の普及を始め、住民の防災意識向上のための普及啓発を一層推進すること。